



長居検査員。おはようございます。
受注者が最も気になるのが、「工事成績評定」だと思いますが、
この中で第3評定者（検査員）が評価する「I. 出来形」について
詳しく、紹介していただきたいのですが？

はい。わかりました。
今回は、出来形を評価する際の“出来形管理図表”作成の有無
での評定の考え方について紹介します。



“出来形管理図表”の作成は、共通仕様書で規定されていますが、
“表”だけでなく“図”も作成しないと、「不適合工事」になるので
すか？

「共通仕様書（土木工事編Ⅱ）」の中で、
『出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、
設計値と実測値を対比して記録した**出来形管理図表を作成し**管理するも
のとする。但し、**測定値が10点未満の場合は出来形結果表のみとし、
出来形管理図表の作成は不要**とする。』と規定されています。
したがって、測定値が10点以上ある場合は、本来は『施工管理等資
料不足』に該当し「不適合工事」となります。



でも、これまでに、『“図”の未作成』による「不適合工事」は
1件もありませんでしたが、測定項目のうち、測定値 10点以上
ある工事は、全て“図”を作成していたのでしょうか？

実態としては、出来形管理の資料は作成されているが、“出来形管理
図表”としては資料不足の工事はありました。
しかし、資料に若干の不備はあるが、速やかに資料の整理が可能と
判断できる場合には【軽微な手直し】として判断し、「不適合工事」
としてはいませんでした。
ただし、『契約条件の書類であることから、速やかに作成し、
監督員に提出すること』との指導をし、【評価対象項目】数のみで評
価していました。



一部の“図”が未作成であった場合の、
「I. 出来形」の評価は、どのような取扱いになるのですか？

測定値が10点以上ある工事は、すべて“図”を作成しなければなりま
せんので一部“図”が未作成であれば、本来は、「不適合」に該当する
『d』評価となります。
しかし、先ほど説明したとおり、【軽微な手直し】扱いとして
「不適合としない」代わりに、『c』評価となります。



その取扱って、昨年度までも同じでしたか？

いいえ、違います。
平成31年度からの適用となりました。



平成31年3月18日付け30出第2517号
“福島県請負工事成績評定要綱の運用の一部改正”により、
「Ⅰ. 出来形」の評価方法の取り扱いが変わりました。



そうしますと、受注者は、今年度の検査から
測定値が10点以上あるにも係わらず、“図”を作成していない
場合には、【評価対象項目】数が、3項目以上あったとしても、
即、「c」評価となることを理解しなければなりませんね。

受注者だけでなく、特に監督員は、竣工検査前に、
現地確認及び竣工書類の不備等がないか**必ず点検**してください。
この段階で、“図”の作成漏れに気づき、
竣工検査時までに竣工書類が整理されていれば、最終的に、
工事成績評定点の向上につながります。



ありがとうございます。
次回も、「工事成績評定」の「ばらつき」の考え方について、再
確認させてください。

はい。わかりました。
それでは次回は、「ばらつき」の考え方について
紹介します。



●本日のポイント

請負工事の施工管理は、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形および
品質規格の確保を図ることを目的として、①工程管理、②**出来形管理**、③品質管理
からなる重要なものです。

さらに**工事成績評点においても評価対象となる**ものです。

【関係資料】

”出来形管理図表”の作成規定は、共通仕様書（土木工事編Ⅱ）[福島県土木部発行]の
3～4頁。

福島県請負工事成績評定要綱の運用の一部改正について（平成31年3月18日付け30
出第2517号）の「別紙-5」と「別紙-5の参考」。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員